

野田市公用車広告掲載募集要項

本市は、市有財産の有効活用を図るため、次のとおり公用車に掲載する広告を募集します。

1 募集内容

対象車両	広告掲載場所	広告の大きさ (1枚当たり)	広告掲載枚数	広告掲載料
軽乗用車 15 台 及び普通乗用車 1 台の計 16 台	両側ドア面	縦 30 cm 横 50 cm	1 台当たり 2 枚	1 台当たり 年額 24,000 円以上 (消費税相当額を 含む)

管財課が所管する軽乗用車 15 台及び青少年課が所管する青色回転灯装着車 1 台（トヨタノア）の両側ドア面

【軽乗用車】

業務内容：市役所本庁舎の共用車として、毎日決められたルートを走るのではなく、現地確認や訪問など様々な業務に使われています。

令和 3 年度の 15 台の年間平均走行距離：8,100 キロメートル

(最高走行距離数 10,191 キロメートル、最低走行距離数 4,416 キロメートル)



【普通乗用車（青色回転灯装着車）】

業務内容：子ども達の見守りや青少年の非行防止のため、年末年始を除く毎日2回（概ね9時30分から11時30分、14時30分から16時30分）、市内を巡回パトロールしています。

令和3年度の年間走行距離：28,146 キロメートル



※車両の前後2面には、『子どもを虐待から守ろう野田市』のマグネットシートを貼付しております。



2 広告掲載期間

1年間とします。

3 申込参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人となります。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団に関するもの又はこれに類するものでないこと。
- (3) 野田市税、消費税及び地方消費税、また県内事業者は法人事業税、県外事業者は法人税についても滞納していないこと。
- (4) 野田市から指名停止等の措置を受けていないこと。

4 申込方法

広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、野田市公用車広告掲載申込書に必要事項を記載し、広告原稿（書式は任意、A4サイズのカラーで作成）、広告主の事業内容が分かるもの（パンフレット等）を添えて、令和4年11月1日（火）から令和5年3月31日（金）までに郵送又は持参のいずれかの方法により野田市役所高層棟3階管財課管財係に提出してください。

なお、広告掲載料は1台当たり年額24,000円（消費税相当額を含む）以上で掲載を希望する車両の台数を合計した額となります。

郵送の場合：〒278-8550 野田市鶴奉7-1 野田市役所管財課管財係

持参の場合：受付時間8時30分から17時15分まで土曜日、日曜日、祝日、
年末年始を除く）

5 決定方法

野田市広告掲載取扱要綱に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定します。可否決定に当たり広告内容の修正又は加除が必要な場合、申込者は、その指示に従ってください。修正又は加除に係る経費は、全て申込者の負担とします。

結果については、野田市公用車広告掲載申込結果通知書を送付します。

なお、同日に申込者が複数の場合で、広告掲載を希望する車両が重複するときは、広告掲載料の総額が高いものから選定し、同額の場合は、抽選となりますので、ご了承の上ご参加ください。

6 掲載基準

公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの、市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの等は掲載できません。詳しくは野田市広告掲載取扱要綱第3条をご確認ください。

7 広告の作成等

広告は広告掲載の決定を受けた者（以下「掲載者」という。）の責任において作成し、作成に係る費用、車体への広告設置及び撤去についての費用は全て掲載者が負担するものとします。

なお、作成に当たっては以下の点を遵守してください。

また、広告物掲載の位置は運行上の支障とならない範囲で市が定めます。

- (1) 広告の大きさは、縦 30cm、横 50cm（2枚）となります。
- (2) ラッピングフィルム等車体からの剥離が容易かつ車体塗装の剥離が発生しない素材の特殊フィルム又はマグネットシートの貼付によるものとし、車体の塗装は行わないでください。
- (3) 広告の掲載及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように管財課及び青少年課と協議してください。
- (4) 広告物の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、掲載者が修理に要する経費を負担していただきます。

8 千葉県屋外広告物条例の許可等

掲載者は、掲載決定後、千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)による許可を受けてください。また、広告物の表示や設置に当たり、屋外広告業の登録が必要となりますので、事前に野田市役所高層棟6階都市計画課で相談を行ってください。なお、許可申請費用は掲載者の負担となります。

9 広告掲載料の納入

契約締結後、市が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を納入してください。

10 掲載者の責任

掲載者は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、広告内容に関する問合せや苦情等への対応は迅速に行い、問題が生じた場合は、掲載者の責任において解決に努めなければなりません。

11 広告物の修復

広告物の修復については、以下のとおり取り扱うこととします。

- (1) 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告物が毀損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行うものとし、
- (2) 経年に起因する広告物の色あせなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象としないものとし、

12 禁止行為

掲載者は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなりません。

13 広告掲載の取消し

掲載者が以下のいずれかに該当する場合、市は広告掲載の決定を取り消すことができます。この場合、既納の広告掲載料は還付いたしません。

- (1) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (2) 広告内容が、野田市広告掲載取扱要綱に反すると認められるとき。
- (3) 掲載者が掲載者の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。
- (4) 掲載者が、広告物や掲載方法について市の指示に従わないとき。
- (5) 市長は、広告掲載の決定を取り消したときは、野田市公用車広告掲載取消通知書により掲載者に通知するものとし、
- (6) 広告掲載の決定の取消しがなされた場合及び掲載者が広告掲載を取り止めた場合であって、当該決定に係る広告掲載を既に行っているときは、掲載者は速やかに当該広告物を撤去しなければなりません。
- (7) (6) の場合において市に損害が生じたときは、市は、掲載者に対しその

賠償を求めることができます。

14 有益費等の請求権の放棄

掲載者は、広告掲載の期間が満了した場合又は広告掲載の決定を取り消された場合において、当該広告掲載に投じた有益費、必要費等の費用について、市に対してその補償を請求することはできません。

問合わせ先

野田市総務部管財課管財係

電話（直通）04-7123-1075

（代表）04-7125-1111（内線 2336）